

回 答

18番 山下 富美子 議員

本市の犯罪状況の県内他市町との比較についてお答えします。

はじめに、刑法犯認知件数についてですが、静岡県警察本部発行「市区町別にみた令和元年の犯罪」によると、本市の令和元年における刑法犯認知件数は1,421件であり、静岡市葵区の1,613件、富士市の1,461件について3番目の多さとなっております。

また、静岡県ほか発行「市町の指標」によると、過去5年間の人口千人当たりの刑法犯認知件数は、県内で多い方から1位又は2位となっております。

次に、重要犯罪の動向についてですが、「市区町別にみた令和元年の犯罪」によると、令和元年の本市における重要犯罪の認知件数は、殺人が2件で県内においては2位、強盗が2件で4位、放火が8件で1位、強姦性交等が4件で1位、強制わいせつが13件で2位となっております。その認知件数は過去においても県内市町の中で多い傾向で推移しております。

次に、犯罪実態の背景についてですが、本市を含む人口規模の大きな都市は犯罪発生件数が多い傾向がみられるものの、本市における重要犯罪の認知件数が多い要因については、明確に把握することは困難であると考えております。

本市における犯罪認知件数自体は年々減少してきておりますが、県内では、本市や本市と人口が同規模以上の都市においては、発生件数が多い状況にあります。

このため、安全安心な市民生活の確保に向け、警察や地域と連携を図りながら、引き続き犯罪抑止の取り組みを進めていく必要があると考えております。

次に、他市の犯罪被害者等支援条例の現状と取組についてお答えします。

はじめに、犯罪被害者等支援条例についてですが、県内では既に5市1町が制定しており、今後、複数の自治体が制定を検討しているものと伺っております。

次に、他市の条例に盛り込まれている支援内容としましては、「相談及び情報の提供」「付き添い及び申請手続きの補助」「一時保護」「個人情報の保護など安全の確保」「市営住宅の一時入居」「国からの給付金が支給されるまでの間の経済的な支援としての見舞金や物品貸与」など、多岐にわたるものと把握しております。

次に、犯罪被害者等への支援と課題についてお答えします。

犯罪被害者等相談に訪れた方への対応ですが、本市の犯罪被害者等支援総合案内窓口は市民相談センターに設置しており、事件後の警察からの連絡窓口となっております。犯罪被害者やその家族への支援は、警察と連携を図りながら、被害に遭われた方に寄り添い、市役所での手続き、困窮した場合の相談、相談先の案内など必要な対応を図っております。

相談や支援の内容が複数の課にかかわるような場合は、関連する課が連携を密にすることで、負担軽減につながるものと考えております。

回 答

なお、市民相談センターに設置した犯罪被害者等支援総合案内窓口では、庁内関係各課とも連携を図っているところです。

本窓口につきましては、市ホームページや広報ぬまづなどにおいて、周知を図ってまいります。

次に、本市における条例制定の取組についてお答えします。

毎年、本市と警察、NPO法人、病院、弁護士等の他機関とが連携し、犯罪被害者等に係る支援についての事例研究を行っている中で、本市として犯罪被害に遭われた方々にどのような支援ができるのか検討しております。

条例につきましては、これまで、警察等の関係機関との協議や、既に条例を制定している自治体の事例等の調査を実施しているところであります。

引き続き、規定すべき内容等について検討してまいります。

HPVワクチンの現状と課題についてお答えします。

まず、副反応被害者の実情についてですが、厚生労働省によると、あくまでワクチン接種後の副反応と疑われるものということですが、重篤症状としては、呼吸困難、じんましなどを症状とするアナフィラキシーが約 96 万接種に 1 回程度、手足の力が入りにくいなどを症状とするギラン・バレー症候群及び頭痛、嘔吐、意識の低下などを症状とする急性散在性脳脊髄炎が約 430 万接種に 1 回程度、発汗異常、筋力の低下などを症状とする複合性局所疼痛症候群が約 860 万接種に 1 回程度の報告頻度として示されております。

次に、HPVワクチンのリスクと有効性について、他のワクチンとの比較ということですが、重篤症例の発生頻度では、いずれのワクチンも低位であります。HPVワクチンは他よりも高い値となっております。

なお、リスクでは、因果関係が立証されていないものも含まれており、数値による単純比較は適当ではありませんので、効果とリスクとを正しく理解していただく丁寧な説明が重要であると考えております。

有効性の証明については、リーフレットに記載されておりますとおり、「現段階では証明されたいはいえませんが」ということでありますが、特にリスクが高いとされるウイルス感染と子宮頸部の異形成予防の効果は示されており、子宮頸がんのほとんどが異形成を経由して発生していることから、最終的にがん予防が期待できる、効果のあるものと理解しております。

次に、副反応被害への治療法や医療機関の体制についてですが、副反応は多様な症状となることから、様々な症状に応じた専門医の診察が必要となります。そのため、平成 26 年から都道府県が選定する協力医療機関を中心とした医療体制の整備が全国で進められており、静岡県では、順天堂大学医学部附属静岡病院及び浜松医科大学医学部附属病院の 2 か所が協力医療機関として選定されております。

回 答

市でも、相談に際し、国、県、協力医療機関等との調整や状況把握、情報提供など丁寧に行っているものです。

次に、被害者への補償及び公的救済策については、予防接種法に基づく救済制度が整備されていますが、HPVワクチンの副反応が他のワクチンと比較して高い傾向があること、ワクチン接種と副反応の因果関係の認定が困難な事例があることなど、市でも承知をしております。

次に、国のスタンスと自治体の対応について、まず国の通知につきましては、HPVワクチンに関する知識がない方、接種すべきか判断できずに困っている方、接種に不安を抱いている方などが、広く一般に存在している状況を踏まえ、ワクチンの効果のみならず、リスクなども含めて正しい理解を普及するため、適切な情報を適切に提供することを全国的に求めているものと考えております。

次に、自治体における対応状況についてですが、県内の多くの自治体では、国が示した見本を活用しており、本市を始め、静岡市、浜松市などではリーフレットを作成し配布することとしております。

なお、伊豆の国市などでは個別の配布はしないとのことで、熱海市や焼津市では厚生労働省のホームページにリンクするQRコードを文書でお知らせするとのことであります。

次に、本市における対応についてですが、HPVワクチンの接種は予防接種法上の位置付けがあり、国が示すリーフレットの内容や資料は科学的、専門的な知見や検討、またこれまでの経緯を踏まえたもので、情報提供のあり方も積極的な勧奨を控えたものとしての言及もされておりますので、妥当で適切な取扱いがなされているものと考えます。

HPVワクチンの接種については、その効果や副反応疑いの観点から、積極的な考えを持つ機関、団体や、慎重な考えを持つ団体など、様々な立場があるものと認識しておりますが、本市におきましては、このたびの国における情報提供の目的を踏まえ、接種を希望される方には改めて丁寧に説明したうえで接種券を交付するなどの対応も執ることにより、効果のみならず、リスクや被害者救済なども含めた正しい理解の普及に寄与してまいりたいと考えます。